

全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト 関東甲信越支部大会予選 JBAとうきょう・かながわ大会実施要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このコンテストは、「JBAとうきょう・かながわ大会中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト」（以下「本コンテスト」という。）と称する。

(主 旨)

第2条 人間個人が有する才能は、国籍、年齢、性別、などに関係なく個人特有のものである。その能力を競い、競い合いの中から向上する道を見出すことがコンテストの主旨となる。

(理 念)

第3条 小学生及び中学生及び高校生が、コンテストによって取得する演奏経験を、個人の演奏技能の財産として将来に繋げ、さらに後進に繋ぐことによる研究により演奏技能の向上を図る。

(目 的)

第4条 本コンテストは、小学生及び中学生及び高校生が、管楽器及び打楽器の演奏を通じて、生涯にわたり音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間を形成すること及び演奏技能の向上による吹奏楽全搬の発展・向上を図ることにより、我が国の芸術文化及び地域の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(主 催)

第5条 主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「JBA」という。）関東甲信越支部東京都部会・神奈川県部会（以下「当部会」とする。）とする。

(共 催)

第6条 本コンテストの目的に賛同する団体を共催とすることができる。

(運 営)

第7条 本コンテストの運営は当部会の役員会の中で行う。

(実行委員会、準備委員会)

第8条 ソロコンテスト委員会は、毎年度の本コンテスト実施に際し、ソロコンテスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）、ソロコンテスト準備委員会（以下「準備委員会」）を組織する。

- 2 実行委員会は、毎年度の本コンテスト参加要項を作成し、本コンテストを実行する。
- 3 準備委員会は、本コンテスト開催のための準備を行う。
- 4 実行委員会、準備委員会の組織は別に定める。

(部門及び楽器)

第9条 本コンテストは、小学生部門及び中学生部門及び高校生部門の三つの部門（以下「各部門」という。）において実施する。

- 2 審査対象楽器は、原則として通常の吹奏楽編成において使用される木管楽器、金管楽器、打楽器、及びコントラバスとする。但し、審査対象楽器の詳細は別に定める。

(開催時期及び場所)

第10条 本コンテストは、原則として毎年2月中旬、東京都又は神奈川県内において開催する。

第2章 参加者

(参加資格)

第11条 本コンテストの参加資格は、JBA関東甲信越支部内、東京都・神奈川県内の在住・在学の「小学生」及び「中学生」及び「高校生」(相応年齢者を含む) (音楽大学附属小学・中学・高校生の参加も可)とする。ただし、JBA関東甲信越支部内で、JBAが主催するソロコンテストを実施していない県(群馬県・長野県)の参加を認める。ただし、関東甲信越支部大会予選としてJBA県部会等が開催する他のソロコンテストと重複して出場することはできない。

- 2 小学生部門の参加資格は、開催年の3月まで小学校に在籍する者とする
- 3 中学生部門の参加資格は、開催年の3月まで中学校に在籍する者とする
- 4 高校生部門の参加資格は、開催年の3月まで高等学校に在籍する者、または高等専門学校第3学年までの在籍者とする。

(選考要領)

第12条 前条の条件に際し、音源審査会を本選1か月より前に開催し、成績の優秀な順、又はある程度の基準に達したものが本選に出場することができる。音源審査会の詳細は別に定める。

(支部大会推薦)

第13条 本コンテストにて成績優秀な者を、関東甲信越支部大会に推薦する。

- 2 関東甲信越支部大会への推薦人数は、年度ごとの関東甲信越支部理事会で決められた人数とする。

(参加費)

第14条 本コンテストの出場者は、別に定める参加費を支払うものとする。

- 2 納入した参加費は、原則として返還しない。

(旅費及び宿泊)

第15条 本コンテスト開催地との旅費及び宿泊等に関する諸経費は、出場者の負担とする。

第3章 審査及び表彰

(審査員)

第16条 実行委員会は、審査員を委嘱する。

- 2 審査員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 審査員 3名以上5名以内
- 3 審査員は、実行委員会により候補者を選任し、当部会役員会の承認を得る。

(審査方法)

第17条 審査は、演奏技術及び演奏表現を含め満25点とし、合計点の多い者を上位とする。

- 2 審査方法の細部については、別に定める。

(演奏順序)

第18条 演奏順序は、実行委員会が定める。

(演奏曲目及び演奏時間)

第19条 本コンテストの演奏曲目については、申込書に記入した曲目とする。ただし、曲のカットは変更できる。
2 演奏時間は4分以内とする。演奏時間が4分を超過した場合は、演奏を中断するものとする。ただし、減点や失格の対象とはしない。

(伴奏)

第20条 ピアノ等の伴奏を必要とする出場者は、伴奏者を同行するものとする。
2 出場者に同行する伴奏者の謝礼、旅費及び宿泊等に関する諸経費は、第15条に準ずるものとする。

(表彰)

第21条 審査の結果、各部門の第1位から第3位までを入賞者とする。ただし、小学生部門は、本選出場者を全員入賞者とする。
2 出場者全員を優秀賞として表彰する。ただし、音源審査会に参加し、本選に選ばれなかったものは奨励賞を表彰する。また、小学生部門については、全員を最優秀賞とする。ただし、音源審査会に参加し、本選に選ばれなかったものは優秀賞を表彰する。
3 入賞者以外で審査員が才能を認めた者を審査員賞の対象とする。
4 各部門の最優秀者1名ずつを部会長賞の対象とする。ただし、小学生部門を除く。
5 独奏者・伴奏者との音楽・アンサンブルが優秀と判断されたピアノ伴奏者をBest Duet賞とする。
6 関東甲信越支部大会に選出された者には推薦状を渡す。

第4章 雑 則

(後援)

第22条 本コンテストの目的に賛同する団体の後援を受けることができる。

(協賛)

第23条 本コンテストの目的に賛同する団体または個人の協賛を受けることができる。

(肖像権等)

第24条 本コンテスト期間中に発生した肖像権、録音権、録画権、放映権等は、主催者に帰属するものとする。

(細則)

第25条 本コンテストの実施に関する細則は、この要綱で定めたものを除きソロコンテスト委員会の決議を経て別に定める。

(実施要綱の変更)

第26条 この実施要綱は、ソロコンテスト委員会の決議を経て当部会役員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成10年5月2日から実施する。
- 2 平成30年5月10日一部改定する。

- 3 令和元年5月22日に一部改定する。
- 4 令和2年5月20日に一部改定する。

全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト 関東甲信越支部大会 JBAとうきょう・かながわ大会実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「JBAとうきょう・かながわ中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト」(以下「本コンテスト」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義を次のとおりとする。

- (1) JBAとうきょう・かながわ中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト
公益社団法人日本吹奏楽指導者協会(以下「JBA」という。)関東甲信越支部東京都部会・神奈川県部会が主催するコンテスト
- (2) 要綱
JBAとうきょう・かながわソロコンテスト実施要綱
- (3) ソロコンテスト実行委員会
要綱第8条に規定されたソロコンテスト委員会
- (4) 実行委員会
要綱第8条に規定された実行委員会
- (5) 審査員
要綱第16条に規定された審査員
- (6) 各部会(長)
公益社団法人日本吹奏楽指導者協会関東甲信越支部東京都部会・神奈川県部会の各部会(長)
- (7) 出場者
要綱第11条に規定された出場者

(審査対象楽器)

第3条 要綱第9条第2項に規定する楽器は、別紙のとおりとする。

(申込書等の提出)

第4条 出場者は、申込書を大会事務局に指定された期日の消印までに提出するものとする。

大会事務局 〒120-0001 東京都足立区大谷田1-37-1 足立区立第十二中学校 上岡祥邦 宛

(参加費)

第5条 要綱第14条の出場者の参加費は、各年度の実施要項において示すものとする。

- 2 参加費は、郵便振替で指定された期日までに払い込むものとする。

口座記号番号 00270-5-40534

加入者名 日本吹奏楽指導者協会神奈川県部会

(JBA会員推薦割引)

第6条 申込書に、JBA会員推薦欄に、会員氏名、会員番号の記入、捺印がある場合は、その年度の参加費に、JBA会員推薦割引を適用することができる。

(リハーサル等)

- 第7条 本コンテスト本番出演の前に、コンテスト会場内のリハーサル室において、伴奏者との練習をすることができる。(原則として、打楽器はこの限りではない。)
- 2 コンテスト当日の受付後、コンテスト会場内のウォームアップ室において、指定された時間のみ音出しは可能である。(原則として、ピアノ及び打楽器の準備はない。)
 - 3 リハーサル室には、原則として出場者、伴奏者、譜めくり担当者以外の入室を認めない。付き添い等必要な場合は、大会委員長の許可を得て、リハーサル室の外で待機していただく。

(審査)

- 第8条 要綱第17条による審査は、別に定める審査表を用い、得点を記入し、講評用紙に講評を記入するものとする。
- 2 講評用紙は、コンテスト表彰式の後、参加者に手渡す。
 - 3 審査集計の点数、順位の発表、公示は行わない。

(演奏順序)

- 第9条 要綱第18条の演奏順序は、原則として小学生部門及び中学生部門を午前、高校生部門を午後とする。
- 2 各部門の中での演奏順序は、実行委員会が定めるものとする。

(演奏曲目)

- 第10条 要綱第19条第1項の演奏曲目は、予め申込書の記載欄に記入するものとし、変更は認めない。但し、曲のカットは変更できる。

(演奏時間)

- 第11条 要綱第19条第2項ただし書により定められた演奏時間を超えた場合は、ステージの照明をオフにする等の要領により、係員が合図して演奏を中断しなければならない。

(表彰)

- 第12条 要綱第21条の入賞者は、第1位から第3位まで各1名とする。
- 2 得点が同点の入賞者、代表者が出た場合は、勝ち点の導入又は審査員の協議により、順位を決定する。
 - 3 各部門の最優秀者1名ずつを部会長賞の対象とする。
 - 4 各部門の審査員が才能を認めた者に審査員賞を授与する。
 - 5 出場者全員に優秀賞を授与する。ただし、小学生部門は、出場者全員に最優秀賞を授与する。
 - 6 独奏者・伴奏者との音楽・アンサンブルが優秀と判断されたピアノ伴奏者をBest Duet賞とする。
 - 7 関東甲信越支部大会に選出された者には推薦状を渡す。

(実施細則の変更)

- 第13条 この実施細則は、ソロコンテスト委員会の決議を経て当部会役員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成10年5月2日から実施する。
- 2 平成30年5月10日一部改定する。
- 3 令和元年5月22日一部改定する。
- 4 令和2年5月20日一部改定する。

審査対象楽器

木管楽器

1. フルート
2. オーボエ、イングリッシュホルン
3. クラリネット
4. バスーン
5. サクソフォーン

金管楽器

1. トランペット、ホルネット、フリーゲルホルン
2. フレンチホルン、テナーホーン（アルトホルン）
3. トロンボーン
4. ユーフォニアム
5. テューバ

打楽器

1. スネアドラム
2. ティンパニ
3. マリンバ、ヴィブラフォン、シロフォン等
4. マルチ・パーカッション等

弦楽器

1. コントラバス